

岐阜県公報

号外(一) 令和四年三月二十九日

目次

条 例

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (財政課・危機管理政策課)	六
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課)	六
岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (同)	七
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)	七
岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (デジタル戦略推進課)	八
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (地域振興課)	一一
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)	一一
岐阜県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例 (県民生活課)	一三
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	一六
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (同)	一六

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
(子育て支援課) 一七

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(子ども家庭課) 一七

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(商工政策課) 一八

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
(畜産振興課) 一九

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(家畜防疫対策課) 二〇

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例
(同) 二〇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(都市政策課) 二二

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例
(都市公園課) 二二

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(会計課) 二二

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
(生活安全総務課) 二二

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一号)

- 一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、行政書士試験手数料、製造保安責任者等試験手数料、電気工事士免状書換え手数料並びに保安確保機器設置等認定申請手数料及び液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二号)

- 一 岐阜県職員定数条例の一部改正
県職員の定数を七人増員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

- (一) 知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く)

三十八人

- (二) 教育委員会の事務部局

二人

- (三) 警察

二人

- 2 減員するもの

- 学校

三五人

- 二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

- 市町村立学校職員の定数を二四人増員することとした。

(内訳)

- 1 小学校、中学校及び義務教育学校

一六人

- 2 特別支援学校

八人

- 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)

- 一 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行うこととした

た。

- 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が一年以上」の要件を廃止することとした。(第三条及び第二十五条関係)
- 2 次の措置を講ずることを任命権者に義務付けることとした。(第二八条及び第二九条関係)

- (一) 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- (二) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

- 一 消防団協力事業所を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例について、その適用期間を三年延長することとした。(第三条及び第四条関係)
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正に鑑み、次のとおり規定の整備を行うこととした。

- 1 題名を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改めることとした。
- 2 情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な事項を次のとおり定めることとした。

- (一) 知事は、県の機関の情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めなければならないこととした。(第四条関係)
- (二) 申請等に係る使用料及び手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法でできることとした。(第六条関係)
- (三) 他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている書面等について、県の機関等が当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととし

た。(第一一条関係)

(四) 県は、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならないこととした。(第二一条関係)

3 次の二条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

(一) 岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(二) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 清流の国ぎふ大学生等奨学金の借受人のＵターンによる就業を促進し、及び借受人の利便性を向上させるため、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正

(一) 奨学金の貸与の対象となる者の要件に、申請時に三親等内の親族で成年者であるものいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有することを加えることとした。(第二三条関係)

(二) 奨学金返還債務の免除及び履行猶予の要件のうち、県内に居住し、及び県内で就業する期限を、大学等の卒業後六月以内から一二月以内に延長することとした。(第一〇条関係)

(三) (二)の要件について、県内で就業することが大学等の卒業後一二月以内に内定した場合は、県内に居住し、及び県内で就業する期限を大学等の卒業後一八月以内とする特例を設けることとした。(第二一条関係)

(四) 奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合の延滞金の年率を引き下げ、県税の延滞金の例によることとした。(第二三条関係)

2 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる事務として、清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務を追加することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

一 富加町への権限移譲に伴い、次の分野における知事の権限に属する事務の一部を同町が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一関係)

1 農地・農業関係(「農地法」九項目)

2 環境・生活関係(「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一〇項目)

二 事務の廃止に伴い、次の分野における事務について市町村への権限移譲を廃止することとした。(別表第一関係)

1 土地利用・都市計画関係(「租税特別措置法」二項目)

2 環境・生活関係(「岐阜県統計調査条例」一項目)

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県自転車利用の安全で適正な利用の促進に関する条例(条例第八号)

一 自転車の利用に係る交通事故の防止並びに自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする事とした。(第一一条関係)

二 自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定めることとした。(第二三条関係)

三 県、県民、自転車利用者、保護者、学校の長、事業者及び自動車等を運転する者の責務並びに市町村及び交通安全関係団体の役割を定めることとした。(第四條、第一〇条関係)

四 施策の基本となる事項を次のとおり定めることとした。

1 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するとともに、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う当該教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うこととした。(第一一条関係)

2 保護者、学校の長、事業者及び交通安全関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならないこととした。(第一一条関係)

3 自転車利用者、保護者、自転車をその事業の用に供する事業者及び自転車の貸付けを業とする者は、自転車の定期的な点検及び必要な整備並びに両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策を講ずるよう努めなければならないこととした。(第二一条関係)

4 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこととした。(第二三条関係)

5 保護者は、その保護する児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととした。(第二三条関係)

6 県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずることとした。(第一四条関係)

7 学校の長は、自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第一四条関係)

8 自転車利用者(児童生徒等である場合にあつては、その保護者)、自転車をその事業の用に供する事業者及び自転車の貸付けを業とする者は、自転車損害賠償責任保険等に加しなければならないこととした。(第一五条関係)

9 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずることとした。(第一六条関係)

10 学校の長、事業者及び自転車の小売又は整備を業とする者は、自転車通学者自転車通勤者又は自転車を購入し、若しくは整備を依頼する者に対し、自転車損害賠償責任保険等に加しているかどうかを確認するよう努めるとともに、加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととした。(第一六条関係)

11 自転車の貸付けを業とする者は、その借受人に対し、自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。(第一六条関係)

12 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第一六条関係)

五 市町村が、地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げないこととした。(第一七条関係)

六 この条例中四、五、八、十及び十一は令和四年一〇月一日から、その他は令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 厚生労働省令の一部改正に伴い、一定の指定福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設の基準を満たすものとみなす等の特例について、その適用期間を二年延長することとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の設置期間を一年延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 乳児院等の長の資格要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を勘案するものを、「児童福祉法」に規定する相談援助業務に従事した期間を勘案するものとする。こととした。(第二九条、第三七条、第五八条、第九〇条及び第九八条関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 一に伴い、「岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一二二号）

一 「職業能力開発促進法」の施行に関する事務のうち、二級及び三級の技能検定試験手数料（実技試験）に係る軽減措置が適用される対象を変更することとした。（別表第一関係）

二 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

1 三次元粗さ解析電子顕微鏡に係る一般理化試験手数料等を新たに徴収することとした。

2 オートクレーブ試験に係る窯業試験手数料を廃止することとした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（条例第一四号）

一 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行に伴い、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」（以下「省令」という。）で定める畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準のうち、省令の委任を受けて条例で定めることができるものを次のように定めることとした。

1 災害危険区域内においては、居室を有する畜舎等は、原則、当該畜舎等の構造耐力上主要な部分（基礎ぐいを除く。）を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、かつ、当該畜舎等の外壁の開口部が急傾斜地に直接面しないようにしなければならないこととした。（第三条関係）

2 高さ二メートルを超えるがけの上若しくは下又はがけ面においては、原則、当該がけの上端から下端までの水平距離の中心線からそのがけの高さに相当する水平距離以内に居室を有する畜舎等を建築してはならないこととした。（第四条関係）

3 高さ二メートルを超えるがけの上にある畜舎等の敷地には、地盤の保全及びがけ面への流水防止のため、適当な排水施設をしなければならないこととした。（第四条関係）

4 都市計画区域及び準都市計画区域内においては、床面積が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、原則、道路に六メートル以上接しなければならないこととした。（第五条関係）

二 市町村が省令に基づき条例を定めるときは、当該市町村の区域内においては、

この条例の関係規定は適用しないこととした。（第六条関係）

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

一 豚熱予防注射に係る家畜注射等手数料の額を改定することとした。（別表関係）

二 国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に伴い、知事が認定した獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液管理手数料を新たに徴収することとした。（別表関係）

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県種豚検査条例を廃止する条例（条例第一六号）

一 「岐阜県種豚検査条例」を廃止することとした。

二 一に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

2 岐阜県農林関係手数料徴収条例

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 「宅地造成等規制法施行規則」の一部改正に伴い、宅地造成適合証明書交付手数料について、認定を受けようとする畜舎建築利用計画が「宅地造成等規制法」の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加えることとした。（別表第一関係）

三 「都市計画法施行規則」の一部改正に伴い、開発行為等適合証明書交付手数料について、認定を受けようとする畜舎建築利用計画が「都市計画法」の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加えることとした。（別表第一関係）

四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

一 養老公園のパークゴルフ場を廃止するとともに、有料公園施設及び駐車場の休業日を月曜日から火曜日に変更することとした。（別表第一～別表第三関係）

二 この条例は、令和四年七月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、猟銃等ク口

条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- スボウ所持許可証書換え手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 二 「道路交通法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。
(別表第一及び別表第二関係)
 - 1 運転免許限定解除申請手数料について、運転可能な車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件の解除の申請に対する審査を対象に加えることとした。
 - 2 認知機能検査手数料及び認知機能検査員講習手数料の額を改定することとした。
 - 3 運転技能検査手数料を新たに徴収することとした。
 - 4 高齢者に対する講習に係る自動車運転等講習手数料の額を改定することとした。
 - 5 若年運転者講習に係る自動車運転等講習手数料を新たに徴収し、指定講習機関の収入とすることとした。
 - 6 特定任意高齢者講習手数料について、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習(簡易)に係る区分を廃止するとともに、特定任意高齢者講習(シニア運転者)に係る額を改定することとした。
 - 7 初心運転者講習等通知手数料について、若年運転者講習の通知を対象に加えることとした。
 - 8 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例中一は令和四年四月一日から、二は令和四年五月一三日から施行することとした。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

- 一 「民法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県条例第一号

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表中「七、〇〇〇」を「一〇、四〇〇」に改める。

別表第一四の表三の項第一号イ中「九、三〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同号ロ中「八、七〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同号ハ及びニ中「九、三〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同号ホ中「八、七〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同項第二号イ中「七、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同号ロ中「六、二〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、七〇〇円」に改める。

別表第一六の表四の項中「二、一〇〇」を「二、七〇〇」に改める。

別表第一七の表七の項中「一〇、〇〇〇円」を「九八、〇〇〇円」に改め、同表十一の項中「二一、四〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、二九八人」を「四、三三六六人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二七二人」を「二七四人」に改め、同表学校の項中「五、四九〇人」を「五、四五五人」に、「四、七〇四人」を「四、六七三三人」に改め、同表警察の項中「三、九五四人」を「三、九五六六人」に改め、同表合計の項中「一四、三三八八人」を「一四、三三五五人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一、七九六六人」を「一、八二二二人」に、「二、一九三三人」を「二、二二〇〇人」に改め、同表特別支援学校の項中「二二九人」を「二三七七人」に、「二二三人」を「二三〇〇人」に改め、同表合計の項中「二一、九五六六人」を「二一、九八〇〇人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)(1)に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第二十五条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日」との

勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条の次に次の二条を加える。

(妊娠又は出産等)についての申出があった場合における措置等)

第二十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したときその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
第四条第一項中「令和七年度」を「令和七年度」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条
例第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等（第四条・第五条）

第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条 第十条）

第三節 添付書面等の省略（第十一条）

第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）

第三章 雑則（第十四条 第十六条）

附 則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年
法律第五十一号）第十三条第一項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用し

た行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用
のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方
法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係
者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化
を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とす
る。

第二条第一号中「規則」を「及び規則」に改め、「を含む。」を削り、「企業管理規
程」の下に「を含む。以下同じ。」を加え、同条第二号中「又は議会」を「若しくは議
会又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使するこ
とを認められたもの」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 県の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 県の機関

ロ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百
八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ハ 県の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項
に規定する指定管理者をいう。）

第二条第四号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第七号中「条例等」を
「法令又は条例等」に、「県の機関及び指定管理者（以下「県の機関等」という。）」を
「県の機関等」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由
して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において
同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関
に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の
機関等に対して行われるものことに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の
規定を適用する。

第二条第八号中「条例等」を「法令又は条例等」に改め、同号に後段として次のよう
に加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由
して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において
同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機
関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等

を受ける者に対して行うものこと、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二十九条中「条例等」を「法令又は条例等」に改め、同条第十号中「条例等」を「法令又は条例等」に、「作成し」を「作成し、」に改める。

第七条を削る。

第六条第一項中「県の機関等は」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されている」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とする。

第五条第一項中「県の機関等は」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条を第八条とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同

項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の機関の」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第三条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十

一条において同じ。)の利用その他の」を加え、「県の機関の」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

第三条を第六条とし、同条の前に次の一条、章名、一節及び節名を加える。

(基本原則)

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もつて手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 県の機関等に提供された情報については、県の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、県の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等

(推進計画)

第四条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関の情報システム(次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。)の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

三 対象となる手続等の範囲

四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(県の機関等による情報システムの整備等)

第五条 県の機関は、推進計画に従つて情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策(第三項において「情報システムの整備等」という。)を実施しなければならない。

2 県の機関は、前項に規定する情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 県の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 第二条第三号ロ及びハに掲げる者は、県の機関が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 県は、第二条第三号ロ及びハに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

本則に次の一条、二節及び一章を加える。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携等)

第十三条 県は、この条例の施行に当たつて、市町村との連携及び協力を図るとともに、市町村が行う情報通信技術を活用した行政の推進を図るための施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

第三章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十四条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他の条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第十五条 第二条第三号口及び八に掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該者に係る申請等及び処分通知等その他の条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(以下「新条例」という。)第六条及び第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等(新条例第一条第七号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(新条例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。)について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等(この条例による改正前の岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条第七号に規定する申請等をいう。)又は処分通知等(旧条例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。)については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

(岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

4 岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号八中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改め、同号二を次のように改める。

二 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第二号第三号口及び八に掲げる者

第二条第九号ただし書中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

5 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項ただし書中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第四項中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四号第一項」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第七号第一項」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正)

第一条 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県条例第十四号)の一部

を次のように改正する。

第三条第三号中「親権を行う者又は未成年後見人」を「三親等内の親族で成年者であるものいずれか又は第六条第一項の保証人」に改め、同号ただし書を削る。

第九条第一項中「次条において」を「以下」に改める。

第十条第一項第一号中「六月」を「十二月」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(延滞利息に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」を「県税の延滞金の例により計算した延滞金」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(返還債務の免除及び履行猶予の特例)

第十二条 第十条第一項の規定にかかわらず、知事は、借受人が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、奨学金の返還債務の全部を免除するものとする。

一 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に、同日の属する月の翌月から起算して十二月後十八月以内に県内で就業する予定となっている者(県内に主たる事業所を有する法人において就業する旨が約された者その他の規則で定める者に限る。)であること。

二 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十八月以内に次のいずれにも該当すること。

イ 県内に居住している者であること。

ロ 第十条第一項第一号ロに規定する県内で就業している者(前号に規定する就業の予定に従って就業している者に限る。)であること。

三 前号に該当した後、引き続き五年間同号イ及びロに該当すること。ただし、転勤その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前条の規定にかかわらず、知事は、借受人が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、規則で定める期間、奨学金の返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

一 前項第一号に掲げる者であること。

二 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に、前項第二号に該当する者となる意思がある旨を申し出た者であること。

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
第二条 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十四号を次のように改める。

14 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県条例第十四号)による清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(以下「新条例」という。)第十条及び第十二条の規定は、令和三年十月一日以後に大学等を卒業した者について適用し、同日前に大学等を卒業した者については、なお従前の例による。

3 新条例第十三条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「池田町」の下に「富加町」を加え、同表二十一の項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「第七号及び第九号」を「及び第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「第八号及び第十号」を「及び第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中「第十号まで」を「第八号まで」に、「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第十号」に改め、同表五十一の項中「下呂市」の下に「

富加町」を加え、同表六十六の三の項第二号を削り、同項中「すべて」を「全て」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、自転車利用者、事業者等の責務並びに市町村及び交通安全関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止並びに自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、もつて県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

三 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

四 道路 道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

五 自転車利用者 道路において自転車を利用する者をいう。

六 児童生徒等 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

七 保護者 児童生徒等を保護する責任のある者をいう。

八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。

九 交通安全関係団体 県民又は事業者が組織する道路の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

十 自転車損害賠償責任保険等 道路における自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

（基本理念）

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、保護者、学校、事業者及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、自転

車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及び関係行政機関と相互に連携して、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念のっとり、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者等の責務）

第六条 自転車利用者は、基本理念のっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮して、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 保護者は、基本理念のっとり、その保護する児童生徒等に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

3 学校の長は、基本理念のっとり、当該学校の児童生徒等に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念のっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念のっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自動車等を運転する者の責務）

第八条 自動車等を運転する者は、基本理念のっとり、自転車が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

（市町村の役割）

第九条 市町村は、基本理念のっとり、地域の实情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（交通安全関係団体の役割）

第十条 交通安全関係団体は、基本理念のっとり、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を推進するよう努めるものとする。

2 交通安全関係団体は、基本理念のっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利

用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車等の安全で適正な利用に関する教育等)

第十一条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。

2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校の長は、当該学校の児童生徒等に対し、その発達段階に応じた、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

5 自転車をその事業の用に供する事業者は、当該事業の用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

6 通勤に自転車を利用する従業者(以下「自転車通勤者」という。)がある事業者は、当該自転車通勤者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

7 自転車の小売又は整備を業とする者(以下「自転車小売等事業者」という。)は、その事業を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

8 自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付事業者」という。)は、当該貸付けの用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

9 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(点検整備等)
第十二条 次の各号に掲げる者は、道路において利用する当該各号に定める自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備えることその他の交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

一 自転車利用者 その利用する自転車

二 自転車をその事業の用に供する事業者 当該事業の用に供する自転車

三 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備えることその他の交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第十三条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用の促進等)

第十四条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 通学に自転車を利用する児童生徒等(以下「自転車通学者」という。)がある学校の長は、当該自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

一 自転車利用者(児童生徒等である場合にあつては、その保護者) 当該自転車利用者

二 自転車をその事業の用に供する事業者 当該事業の用に供する自転車を道路において利用する者

三 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車を道路において利用する者

(自転車損害賠償責任保険等への加入の促進等)

第十六条 県は、交通安全関係団体及び自転車損害賠償責任保険等に係る保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に

関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

一 自転車通学者がある学校の長 当該自転車通学者

二 自転車通学者がある事業者 当該自転車通学者
三 自転車小売等事業者 当該自転車小売等事業者から自転車を購入する者又は当該自転車小売等事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しよう努めなければならない。

四 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の条例との関係)
第十七条 この条例の規定は、市町村が地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十五条並びに第十六条第二項及び第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条

例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第六十七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項ただし書中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第二十五号)の一部を次のように

改正する。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「児童等(法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第二十九条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十七条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十三条中「第四十三條の五」を「第四十三條の二」に改める。

第九十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附則

(施行期日)
1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下「乳児院等の長」という。)として勤務している者は、改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

(岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

3 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
 第十二条第一項の表第十二条の項中「児童等」（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表四の項第二号口中「実技試験」を「在職者又は県内在校生であつて、実技試験」に、「三十五歳に達していない者であつて」を「二十五歳未満であるもの」に、「以外の者」を「を除く。」に、「三十五歳未満の者」を「二十五歳未満の在職者等」に改め、同号八中「三十五歳未満の者」を「二十五歳未満の在職者等」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 一 この表において「在校生」とは、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 公共職業能力開発施設（法第十五条の七第一項各号に掲げる施設をいう。）において職業訓練を受けている者又は法第二十七条第一項の規定による職業能力開発総合大学校において指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（県内の施設において訓練期間が一年の訓練を受けている者を除く。）、口において「短期訓練生」という。）を除く。）
 - ロ 認定職業訓練施設（法第二十五条に規定する職業訓練施設をいう。）において職業訓練を受けている者（短期訓練生及び現に雇用されている者を除く。）

- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者
- ニ イからハまでに掲げる者のほか、知事が認める者
- 三 この表において「県内在校生」とは、在校生のうち、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 県内に住所を有する者
 - ロ 県内に所在する前号に規定する施設又は学校において訓練を受け、又はこれに在学する者
 - ハ イ及びロに掲げる者のほか、知事が認める者
- 三 この表において「在職者」とは、実技試験の受検の申請をする日において次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者
 - ロ イに掲げる者のほか、知事が認める者

別表第二十二の表一の項中

26 ガス吸着法による細孔径分布測定

26 ガス吸着法による細孔径分布測定

27 三次元粗さ解析電子顕微鏡
イ SEM観察（一の写真撮影を含む。）

件につき 二〇、六六〇 を

口 粗さ解析

ハ 元素分析

一件につき	二〇、六六〇
一件につき	四、八七〇円に 一試料について 一視野増すこと に、五三〇円 を加えた額
一件につき	五、四四〇円に 一試料について 一視野増すこと に、一〇〇円 を加えた額
一件につき	六、〇一〇円に 一試料について 一視野増すこと に、六七〇円 を加えた額

に改め、同表四の項中

48 可燃性試験

一件につき

三、〇七〇

を

49 吸水速
48 可燃性

試験	一件につき	三、〇七〇
乾性試験	一件につき	九、九〇〇

に改め、同表

五の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰

り上げ、同表十の項中

30 温度	イ 簡易温度計
	ロ 熱電対

一件につき	三、一四〇
一件につき	九、〇三〇

を

30 温度	イ 簡易温度計
31 屈折率	ロ 熱電対

一件につき	三、一四〇
一件につき	九、〇三〇
一件につき	一、〇二〇

に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）（第三十四条、第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づき、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限及び畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限について定めるほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び省令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(災害危険区域内の畜舎等の制限)

第三条 災害危険区域（岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号。以下「建築基準条例」という。）第四条第一項に規定する災害危険区域をいう。）内においては、

居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をい
い、省令第四条第四号に規定する居室及び室を除く。以下同じ。）を有する畜舎等は、
建築基準条例第五条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

（がけに近接する畜舎等の制限）

第四条 高さ二メートルを超えるがけ（建築基準条例第六条第一項に規定するがけをい
う。以下同じ。）の上若しくは下又はがけ面においては、居室を有する畜舎等は、同
項の規定に適合するものとしなければならない。

2 高さ二メートルを超えるがけの上にある畜舎等の敷地は、建築基準条例第六条第二
項の規定に適合するものとしなければならない。

（大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限）

第五条 都市計画区域及び準都市計画区域内においては、床面積（同一敷地内に二以上
の畜舎等がある場合にあつては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎
等の敷地は、建築基準条例第七条本文の規定に適合するものとしなければならない。

ただし、畜舎等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知
事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（適用の除外）

第六条 市町村が省令第三十四条、第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づき条
例を定めたときは、当該条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内において
は、この条例の関係規定は、適用しない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規
則で定める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表七の表三の項第二号中「三〇」を「四〇」に改め、同表に次のように加える。

五 知事認定獣医師 （豚熱に関する法 第三条の二第一項 に規定する特定家 畜伝染病防疫指針 に基づき知事が認 定した獣医師をい う。）が行う豚熱 予防注射に係る豚 熱予防液の管理	豚熱予防液 管理手数料	一頭につき	六〇
--	----------------	-------	----

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例

岐阜県種雄豚検査条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県
条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県種雄豚検査条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十四号）の項を削る。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

3 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表十七の表を次のように改める。
十七 削除

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一五の表二の項中「七、〇〇〇」を「八、二〇〇」に改める。
別表第一九の表三の項中「確認済証の交付に係る計画が」を削る。

別表第一二の表九の項中「確認済証の交付に係る計画が」を削り、「開発行為等適合証明交付手数料」を「開発行為等適合証明書交付手数料」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正

する。

別表第二二の表養老公園の項中「パークゴルフ場、」を削る。
別表第二養老公園(以下この項において「公園」という。)の項中「月曜日」を「火曜日」に改める。

別表第三二一の表パークゴルフ場の項を削る。

附則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一六の表八の項中「一、八〇〇」を「一、六〇〇」に改める。
別表第一七の表十二の項中「第九十七条の第二項」を「第九十七条の第二第三項」に改め、同表十四の項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の第二項」を加え、同表十七の項中「七五〇」を「一、〇五〇」に改め、同表十八の項中「一、四〇〇円」を「一、四五〇円」に、「八〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

十八の二 法第九十七 七条の二第一項第 三号イに規定する 運転技能検査	運転技能 検査手数料	一件につき	三、五五〇
--	---------------	-------	-------

別表第一七の表二十七の項中「及び三十の項」を削り、同表二十九の項第十二号を次のように改める。

12 法第八八条の二	法第七十一条の五第三項に	一件につき	六、四五〇
------------	--------------	-------	-------

<p>第一項第十二号に掲げる講習</p>	<p>規定する普通自動車対応免許(以下「表において「普通自動車対応免許」といふ。»)に係るもの(法第九十七条の二第二項第三号イ若しくは八に掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者)に対するものを除く)</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、九〇〇</p>
<p>別表第一七の表二十九の項第十四号中「第百八条の二第二項第十四号」を「第百八条の二第二項第十五号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次のように加える。</p>	<p>14 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習</p>	<p>一時間につき</p>	<p>二、二五〇</p>
<p>三十 法第百八条の二第二項に規定する車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習</p>	<p>特定任意 高齢者講習 習手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>六、四五〇</p>
<p>1 普通自動車対応免許に係るもの(法第九十七条の二第二項第三号イ若しくは八に掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者)に対するものを除く)</p>	<p>つき</p>	<p></p>	<p></p>

		<p>2 普通自動車対応免許に係るもの(法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは八に掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者)に対するものを除く)</p>	<p>一件につき</p>	<p>二、九〇〇</p>
<p>別表第一七の表三十一の項中「の規定による」を「に規定する」に、「の通知又は」を「」に改め、「に対する講習」の下に「又は法第百八条の三の三に規定する若年運転者講習」を加える。</p>	<p>別表第二二の項中「及び」を「並びに」に改め、「第百八条の二第二項第十号」の下に「及び第十四号」を加える。</p>	<p>附 則</p>	<p>この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第一六の表八の項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>令和四年三月二十九日</p>
<p>岐阜県条例第二十号</p>	<p>岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

第五条第七号中「十八歳以上の者で営業に関し成年と同一の行為能力を有するものを除く。」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社